

施設等利用給付認定案内

2027年度版
(令和9年度)

手続や書類等についての大切なお知らせですので、内容をよくお読みになり、申請してください。

施設等利用給付認定について

「幼児教育・保育無償化」が2019年（令和元年）10月から全国的に始まりました。これにより、無償化の対象となるには、次のとおり「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

●子育てのための施設等利用給付認定の区分と概要

認定区分	対象年齢	事由	主な対象利用施設（サービス）
新1号認定	満3歳以上	私学助成幼稚園の利用を希望し、保育の必要事由が無い（預かり保育を利用しない）方	・幼稚園（私学助成幼稚園） ・特別支援学校 等
新2号認定	3歳児※以上	保育が必要な事由があり、対象施設の利用を希望する方	・幼稚園及び認定こども園（教育部分）の預かり保育事業 ・認可外保育施設
新3号認定	0～2歳児 (非課税世帯)	保育が必要な事由があり、対象施設の利用を希望する方で、かつ、非課税世帯の方	・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・特別支援学校 等

※3歳児とはその年度の4月1日時点での年齢が3歳の児童です。

広告

野田地区私立幼稚園・こども園協会

聖華未来のこども園

2017年に幼保連携型認定こども園になり0歳から5歳児の通園が可能に
未来を担う子どもたちを大切ににあたたく育てます

〒278-0022 野田市山崎1778-1

TEL 04-7125-2325 HPやインスタもご覧ください

thanka幼稚園のだほくぶ

(旧：野田北部幼稚園)

2025年に新園舎が完成し、0歳から通園可能な認定こども園へ
こども主体の保育と自園給食などの安心できる体制でお預かりします

〒278-0041 野田市蕃昌336-7

TEL 04-7129-3920 見学などの予約はHPより

関宿幼稚園

自然あふれる広々園庭！健康な心と体を育てます。

・預かり保育、2歳児教室あり ・週5日給食

〒270-0212 野田市新田戸522

TEL 04-7196-0167

岩木幼稚園

～遊びを通して、生きる力の強い子を育てる～

〒278-0054 野田市五木341-5

TEL 04-7124-7020

月影幼稚園

はだにふれ 心にかよう保育

〒270-0237 野田市中里492-1

TEL 04-7129-4158

やなぎさわ幼稚園・保育園

～わくわくする毎日～

・週5自園給食 ・預かり保育有(7-18時) ・課外教室多数 ・バス有

〒278-0006 野田市柳沢83

TEL 04-7125-5630

この冊子は、広告を掲載している広告主からの掲載費により作成されています。

●保育が必要な事由について

新2号・新3号認定の申請をする場合は、保護者のいずれも（父と母の両方）が、下記のいずれかに該当する必要があります。

1. 就労：1日4時間以上かつ、月16日以上就労をしている場合
2. 妊娠・出産：妊娠中または出産後間がない場合
3. 疾病・障がい：保護者が疾病や負傷、心身に障がいがあり、児童の家庭保育にあたれない場合
4. 介護・看護：同居または長期入院等をしている親族の常時介護または看護をしている場合
5. 災害復旧：震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
6. 求職活動中：求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合
7. 就学：学校教育法に規定された学校等に在籍しているか、職業訓練学校にて訓練を受けている場合
8. 虐待・DV：虐待や配偶者からのDV（家庭内暴力）のおそれがある場合
9. 育児休業中：**既に子ども子育て支援施設等を利用している児童で、その児童以外のために育児休業を取得しており継続利用が必要な場合（※）**
10. その他：上記のほか、保育を行うことができないと認められる特別な事情がある場合

※一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）のみを利用している児童については、育児休業中の要件で認定はできません。

●保育必要事由ごとの認定期間について

新2号及び新3号認定を受けた際に無償化の対象となる期間は下記のとおりです。

保護者の状況	認定期間（無償化の対象期間）
1. 就労	就労証明書の記載とおり就労を継続している期間
2. 妊娠・出産	出産予定月の前2か月から出産後56日目を迎えた月の末日まで ※実際の出生日によって、当初の認定期間より短くなることがあります。
3. 疾病・障がい	診断書に記載された必要な療養期間
4. 介護・看護	介護・看護を継続している期間
5. 災害復旧	災害復旧に従事している期間
6. 求職活動中	認定日から90日目を迎える月の末日まで
7. 就学	卒業（修了）予定日を迎える月の末日まで
8. 虐待・DV	保育が必要と認められる期間
9. 育児休業中	保育が必要と認められる期間 ※原則、新たに生まれた子が満1際になる月末まで

- ・ 認定期間中でも、事由がなくなった等、家庭保育が可能となった場合には認定の取消しとなります。
- ・ 認定は在住市区町村で行うため、野田市外へ転出した場合には認定の取消しとなります。
- ・ 保育必要事由や住所、同居家族等に変更があった際は、変更書類の提出が必要となります。
- ・ 提出書類に虚偽の情報があった場合には認定の取消しとなります。

無償化の範囲について

利用する施設、児童の年齢、施設等利用給付認定の区分によって無償となる範囲が違います。

新2・3号の無償化の対象期間は申請日（子ども保育課での受付日）以降となりますのでご注意ください。

●幼稚園及び認定こども園の教育部分（1号）を利用する場合

児童年齢	施設類型	私学助成幼稚園		新制度移行幼稚園・認定こども園(1号)	
	利用サービス	教育部分	預かり保育	教育部分	預かり保育
3～5 歳児クラス	必要な認定	新1号認定か新2号認定のいずれか	新2号認定(3歳児から)	1号認定(満3歳から)	新2号認定(3歳児から)
	保育必要事由	不要	必要	不要	必要
	無償化の範囲	28,000 円/月まで	12,300 円/月まで	全額無償	12,300 円/月まで
0～2 歳児クラス	必要な認定	—	新3号認定	—	新3号認定
	保育必要事由	—	必要	—	必要
	その他	—	非課税世帯が対象	—	非課税世帯が対象
	無償化の範囲	—	17,700 円/月まで	—	17,700 円/月まで

- ・通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外（保護者負担）になります。
- ・年収360万円未満相当世帯の児童及び、第3子以降（小学校3年生までの児童の中で、通園児童が3番目以降の場合）の児童は、主食及び副食の費用が助成されます。（対象者には市から案内を通知します。）
- ・預かり保育で無償化される金額は、490円×利用日数の額と実利用料金（支払額）を比較して低い方の金額で、かつ、上記の月額上限額の範囲内になります。
- ・幼稚園が十分な預かり保育を実施していない（平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合、預かり保育に加え認可外施設等の利用があった場合も無償の対象となります。（上記の月額上限額から預かり保育の無償化対象額を差引いた額が上限となります。）

（参考）野田市内の幼稚園についての制度区分（2027年（令和9年）4月時点）

類型	施設名
新制度幼稚園	市立野田幼稚園、関宿幼稚園
私学助成幼稚園	月影幼稚園、第二野田中央幼稚園、野田中央幼稚園

●認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等を利用する場合

児童年齢	要件等	無償化の範囲
3～5 歳児クラス	必要な認定	新2号認定(3歳児から)
	保育必要事由	必要
	無償化の範囲	40,300 円/月まで無償
0～2 歳児クラス	必要な認定	新3号認定（非課税世帯が対象）
	保育必要事由	必要
	無償化の範囲	45,700 円/月まで無償

- ・認可外保育施設の令和6年10月1日以降の利用分については、都道府県に届出をしている指導監督基準を満たし、市町村の確認を受けていることが対象施設となる条件となります。（施設がこの条件を満たしているかの確認は、その施設にお問い合わせください。）
- ・認可外保育施設及び一時預かりの併用など、複数の事業を利用した場合も無償化の対象となります。（複数事業利用でも上記の上限金額は変わりません。）
- ・ファミリー・サポート・センター事業については、児童の保育に関するサービスが対象となり、それ以外（施設の送迎のみ、保護者同伴の事業など）の場合は無償化の対象外となります。

非課税世帯の判断基準について

●新3号認定に係る非課税世帯の判断基準について

非課税世帯判断は保護者及び下記の判定対象者の市区町村民税所得割額により判定します。

判定にあたっては、市区町村民税の課税状況等を子ども保育課で確認いたします。そのため申告や年末調整をされている世帯につきましては、市区町村民税の課税明細がわかる書類（以下、「課税証明書等」といいます。）の提出が不要です。

また、市区町村民税はその年の1月1日現在住んでいた市区町村で課税されますが、1月2日以降に他市区町村から野田市に転入された方についても、マイナンバー連携にて課税情報が確認できる場合は、課税証明書等の提出は不要です。

●判定対象者

父母、他（入所児童を両親以外の方が扶養している場合はその方。また、下記の場合は、祖父母等分）※下記ア～ウの条件全てに該当する場合は、同居の祖父母等のうち、市区町村民税の課税額が多いものを、家計の主宰者として父母の税額に合算し判定します。

ア 祖父母等と同居していること

イ 父母において市区町村民税が非課税であること

ウ 祖父母等のいずれかが市区町村民税の課税をされていること

【市区町村民税該当年度対応表（2027年（令和9年）度の場合）】

	認定をする月	市区町村民税該当年度
利用月と 市区町村民税 の年度	2027年(令和9年) 4月から8月まで	前年度 市区町村民税額 例：2027年（令和9年）4月から8月までの認定 ⇒ 2026年（令和8年）度市区町村民税額で算定
	2027年(令和9年)9月から 2028年(令和10年)3月まで	当年度 市区町村民税額 例：2027年（令和9年）9月から3月までの認定 ⇒ 2027年（令和9年）度市区町村民税額で算定

※算定対象年度の切り替わりにより非課税世帯から課税世帯になった場合は、新3号認定取消しとなります。

※市区町村民税の修正申告等を行い、税額が変更となった場合には、原則として市が把握した翌月から認定等を変更します。

※市区町村民税の控除項目中の税額控除のうち、住宅借入金特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除、配当割額・株式等譲渡所得割額の控除については、控除がないものとして取扱います。

※父母の離婚、再婚等世帯構成員の変更があると判定基準に変更が生じるため、速やかにご連絡及び書類の提出をお願いします。

※父母が離婚している場合でも、親権を有する方は判定対象となります。また、お子さんの実父母ではない方や婚姻関係にない方であっても、同居しており生計をひとつにしている場合は、判定対象になります。

※市区町村民税額が不明（未申告含む）の場合は、市区町村民税が77,101円以上の課税世帯として取扱います。

マイナンバーの記載について

平成28年1月から、社会保障や税、災害対策の各分野のうち法律や条例で定められた手続に、マイナンバーの利用が開始され、保育所等の入所申込等に際し、マイナンバーの記載が必要となりました。

●マイナンバー記載による本人確認（野田市へ直接申請する場合）

上記の手続きのため、マイナンバーを記載した申請書等を提出いただく際、番号と本人の確認を行うことが義務付けられているため、提出の際は、下記の書類を必ず持参してください。

※幼稚園等に提出する際には封緘いただきますのでマイナンバーの確認は必要ありません。

マイナンバー確認書類	本人確認書類
下記の<u>いずれか1つの</u>番号確認書類 ●マイナンバーカード（※1） ●マイナンバーが記載された住民票 ●マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書 ●通知カード（記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限って個人番号確認書類となります。）（※2）	下記の<u>いずれか1つの</u>身元確認書類（顔写真付きのもの） ●マイナンバーカード（※1） ●運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、写真付住民基本台帳カードなど 上記の身元確認書類を有していない場合は、以下のうち<u>いずれか2つの</u>身元確認書類 ●健康保険被保険者証、年金手帳、社員証、住民名義の通帳など

（※1）マイナンバーカードは、申請により交付されるものです。

（※2）通知カードは、上記のとおり特定の場合にはマイナンバー確認書類になりますが、マイナンバー通知書は、マイナンバー確認書類にはなりません。

無償化の手続き（認定申請）について

無償化を希望する場合は、下記の必要書類をそろえて、子ども保育課等にご提出ください。

※新 2・3 号の無償化対象期間は申請日（子ども保育課での受付日）以降となりますのでご注意ください。

●認定申請受付窓口

野田市子ども保育課（野田市役所高層棟 2 階） ※関宿支所や各出張所では手続きできません。

※市内幼稚園在園児の新 1 号申請に限り、在園施設で受付可能です。

（封筒に入れて園へお渡しください。）

●認定申請必要書類

	新 1 号認定	新 2 号認定 新 3 号認定	備考
①施設等利用給付認定申請書	必要	必要	利用児童 1 人につき 1 枚必要です。
②保育必要事由の証明書類	不要	必要	父母それぞれ提出が必要となります。
③マイナンバー確認書類	必要	必要	P5 のとおり ※申請時に提示のみ必要
④該当者のみ提出が必要な書類	必要	必要	新 1 号と新 2・3 号で該当書類が異なります。

※各書類の詳細は下記をご参照ください。各証明書類の有効期限は、発行日から 3 か月以内となります。

①野田市子育てのための施設等利用給付認定申請書

・新 1 号認定→ 法第 30 条の 4 の第 1 号様式 ・新 2・3 号認定→ 法第 30 条の 4 の第 2 号様式

②保育を必要とする事由がわかる証明書類（父母それぞれで、該当事由の書類を用意してください。）

事由	必要書類	備考
就労	□就労証明書（指定様式） □【自営の場合】自営を証明する書類	自営の証明書類の例 「直近の確定申告書」、「税務署に提出した個人事業の開業・廃止等届出書」、「事業所の賃貸借契約書」、「事業所名の記載された公共料金の領収書」、「就労者氏名と事業内容が掲載されたチラシ等」
妊娠・出産	□出産する子の母子手帳の写し	父母の氏名、分娩予定日のページ
疾病・障がい	□診断書等 □療養状況申告書（指定様式）	診断書の場合「①病名」「②症状」「③必要な療養期間」「④児童の家庭保育にあたれない状況にあるか」の記載が必要。診断書以外では、障害者手帳等。
介護・看護	□診断書等 □療養状況申告書（指定様式）	診断書の場合「①病名」「②症状」「③必要な療養期間」「④家族による常時介護・看護が必要な状況にあるか」の記載が必要。診断書以外では、障害者手帳や介護保険証の写し、ケアプラン等。
求職活動	□求職活動申告書（指定様式）	求職活動の実施状況（予定）等を本人が記入
就学	□在学証明書 □カリキュラム・時間割の写し	保育を必要とする時間や期間がわかるもの
育児休業中	□育児休業届（指定様式）	

③マイナンバー確認書類（提示のみ）

認定申請時に、提示が必要な書類です。詳細は本認定案内の 5 ページをご確認ください。

④保育を必要とする事由がわかる証明書類

家族状況	書類	備考
ひとり親世帯 (新 2・3 号認定のみ)	☐ 戸籍全部事項証明書(謄本)または受理証明書	申込児童の状況(親権者等)の確認ができるものがが必要です。
生活保護受給者	☐ 生活保護受給証明書	
児童・保護者または同居世帯員が外国籍の場合	☐ 在留カードの写し (該当者全員分)	表裏両面の写しが必要です。新 2・3 号認定で就労要件の場合は、就労許可を受けている必要があります。
里親世帯または小規模住居型児童養育事業(を行う者の場合)	☐ 千葉県里親登録証明書または千葉県小規模住居型児童養育事業養育者証明書の写し	児童相談所からの委託内容がわかる書類の写しも提出いただく場合があります。
離婚調停中で、親権者の一方が別居(生計が別)の場合(新 2・3 号認定のみ)	☐ ひとり親申立書 ☐ 裁判所からの呼出状の写し等、離婚調停の状況がわかる書類	
認可保育所の申込をしないで認可外保育施設等を利用する場合	☐ 保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書	
(令和 9 年 8 月までの認定) 令和 8 年 1 月 1 日時点の住民票が野田市外にあった方	☐ 令和 8 年度住民税課税証明 ※自治体間の情報連携で課税情報等が取得できなかった場合に提出を依頼する場合があります。	同居の祖父母等についても市区町村住民税額の課税明細がわかるもの(課税証明書など)の提出を求める場合があります。
(令和 9 年 9 月以降の認定) 令和 9 年 1 月 1 日時点の住民票が野田市外にあった方	☐ 令和 9 年度住民税課税証明 ※自治体間の情報連携で課税情報等が取得できなかった場合に提出を依頼する場合があります。	

●認定申請の結果(認定決定通知等)送付について

提出いただいた認定申請の結果については、申請日(子ども保育課等での受付日)が 1 日から 15 日の方は 20 日頃、16 日から 31 日の方は翌月 5 日頃に発送します。

無償化対象施設利用中で市外に転出する(した)場合

施設等利用給付認定は在住市区町村で認定を受ける必要があることから、市外転出した場合は転出日(新 1 号の場合は、転出日の月末まで)をもって、野田市における認定が終了となります。このため、転出先で改めて認定申請をする必要がありますので、転出先市区町村に予めご相談ください。

※転出後も利用施設を変えずに継続利用する場合も上記の手続きが必要となります。

※市外から転入した場合は、上記とは逆で、転入後に野田市において認定申請をする必要があります。

新 2・3 号の無償化対象期間は申請日(子ども保育課での受付日)以降になるのでご注意ください。

施設等利用給付認定後について

- ・野田市以外に転出する時や保育を必要とする事由がなくなった場合、その他施設の利用をやめる場合は、分かり次第早急に子ども保育課へご連絡ください。
- ・氏名、住所、家庭状況及び保育の必要性等に変更があった場合には、子ども保育課へご連絡いただき書類の提出をお願いします。
- ・新 2 号及び新 3 号認定の方は認定状況等を確認するための現況届を年 1 回提出いただきます。

無償化の方法について

保育料無償化の方法は、施設からの保育料徴収がなくなるもの（現物給付）と保護者の請求により給付されるもの（償還払い）の2通りがあり、利用している施設や保育サービスによって異なります。

●現物給付…私学助成幼稚園の教育部分の保育料

施設等利用給付認定を受けていれば無償化が適用されるので請求等の必要はありません。

※保育料月額が上限の月額上限の28,000円を超えた部分は保護者負担となり施設から請求されます。

●償還払い…幼稚園等の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり、ファミリー・サポート・センター事業等

サービス利用にかかる費用の全額を事業者にお支払いただき、その後、市に申請（請求）いただくことで、施設等利用給付費が保護者に支給されます。（手続きの詳細等については下記をご確認ください。）

償還払いの手続き（請求）方法について

施設等利用給付認定を受けたうえで、償還払いの対象事業（上記参照）を利用した方は、下記の必要書類をそろえて、子ども保育課等にご提出ください。

●償還払いの必要書類及び提出先

		幼稚園・認定こども園の預かり保育	認可外施設、一次預かり、病児病後児保育	ファミリー・サポート・センター事業
必要書類	施設等利用費請求書（預かり保育用）	○	—	—
	施設等利用費請求書（認可外施設等用）	—	○	○
	特定子ども・子育て支援提供証明書	○	○	○
	各種事業（サービス）の利用料の領収書	○	○	—
	活動報告書（ファミリー・サポート・センター事業）	—	—	○
請求書類提出先		子ども保育課又は在籍園で取りまとめ	子ども保育課窓口のみ	

※施設等利用請求書様式は、市ホームページに掲載しています。

※市内幼稚園及び認定こどもの預かり保育については、園で請求書類の取りまとめを行っています。

（園での提出期限に間に合わなかった場合や市外施設利用者は、子ども保育課に直接提出してください。）

●償還払いの受付期間（手続月）

償還払いの請求受付は、年4回（3か月毎）の受付期間（手続月）を設けていますので、この期間に合わせた手続きをお願いします。（請求忘れの場合など、期間外でも手続きすることは可能ですので、その場合は担当課にご相談ください。）

なお、申請いただいた施設等利用給付費の支給は、申請から1～2か月程かかる場合があります。

利用月	4～6月利用分	7～9月利用分	10～12月利用分	1～3月利用分
償還払い手続月	7月	10月	1月	4月

各種問合せ先

問合せ内容	問合せ先	連絡先
●幼稚園・認定こども園・認可外保育施設等に関すること。 ●施設等利用給付認定に関すること。	子ども保育課	04-7123-1299 （子ども保育課直通）
●ファミリー・サポート・センター事業に関すること。	児童家庭課	04-7123-1093 （児童家庭課直通）